

**鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託に係る
企画提案競技実施要領**

1 委託業務名

鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託

2 委託業務の概要

(1) 対象事業者

鹿児島アリーナにおけるエンターテインメント設備の製造・設置を実施できる事業者

(2) 業務の内容

別に示す要求水準書及び要求仕様書のとおり

3 契約期間

契約締結の日から令和10年9月30日まで

4 予算上限額

2, 123, 000, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※上記の金額は、予算の上限であって契約額ではないので、留意すること。

5 参加申込手続

(1) 受付期間

令和8年9月9日（水）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからケまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからケまでの書類を提出すること。ただし、告示日において、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、カからケまでの書類の提出を省略することができる。

ア 鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（1事業者の場合は、様式1-1で提出し、共同企業体の場合は、様式1-2に代表構成員及び他の構成員の記名押印の上で代表構成員が提出）

イ 会社・団体概要（様式2。共同企業体の場合は、代表構成員が他の構成員の様式2を取りまとめて提出）

ウ 業務実績調書（様式3。共同企業体の場合は、代表構成員が他の構成員の様式3を取りまとめて提出）

エ 見積書（様式4。共同企業体の場合は、代表構成員が他の構成員の様式4を取りまとめて提出）

オ 鹿児島市発行の市税に滞納がないことの証明書（写し可）

ただし、鹿児島市内に営業所がない場合等で、鹿児島市に納税義務がない場合は、本社所在地発行の「市区町村税」納税証明書とする（写し可）。

カ 会社法（平成17年法律第86号）に規定される会社については、商業登記簿謄本（写し可）

キ カに該当する法人以外の法人については、法人登記簿謄本（写し可）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 法人の場合は、決算書（財務諸表（貸借対照表・損益計算書））直前1期分

(4) 証明書等の提出における注意事項等

ア (3)オの証明書は、証明年月日が告示日以降のものを提出すること。

イ (3)カからクまでの書類は、証明年月日が書類提出日前3か月以内のものとする。

(5) 提出方法

直接持参、郵送又は宅配便の方法による。

なお、郵送又は宅配便の場合も提出期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。

(6) 企画提案競技参加申込書交付場所、提出先及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市観光交流局スポーツ課振興係（みなと大通り別館5階）

電話 099-808-7504

(7) 注意事項

ア 企画提案競技への参加申込者は、(3)の提出書類を順番に（複数の事業者が共同で参加する場合は事業者ごと）クリップ留めして、表紙に業務の名称及び事業者名（複数の事業者が共同で参加する場合は全事業者名）を記入し、提出すること。

イ 参加申込み後に、辞退する場合は、辞退書（様式5）を提出すること。

6 企画提案書の作成と提出

(1) 企画提案書の作成

ア 別に示す企画提案仕様書に沿って作成すること。

イ 企画提案書の作成に当たっては、「（別紙）企画提案書作成要領」を参照すること。

ウ 表紙には、「鹿児島アリーナエンターテインメント設備製造業務委託 企画提案書」と題名を記載し、正本にのみ事業者名を記載すること。

エ 副本には、事業者名が特定できる表現、ロゴマークなどの記載は行わないこと。

(2) 提出部数

17部（正本1部、副本16部）

(3) 提出先

5(6)に同じ

(4) 提出期限

令和8年10月13日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

受付時間は、午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

5(5)に同じ

7 審査及び選定

(1) 選定方法

観光交流局業者選定委員会において、企画提案書のプレゼンテーションについて、審査委員が評価基準（別紙1）に基づき評価を行い、合計得点が全体の6割以上の者のうち、最高得点者を優先交渉権者として選定する。

(2) 失格事項等

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- ア 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- イ 企画提案競技に参加する資格要件を欠くこととなった場合
- ウ 提出書類に重要な誤記又は脱漏があった場合
- エ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- オ 審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ その他この実施要領の規定に違反する場合

(3) プレゼンテーション審査日

令和8年10月23日（金）（予定）

(4) 注意事項

- ア 選定委員会によるプレゼンテーション審査の開催日時等の詳細は、申込者に対し、令和8年10月16日（金）を目途に通知する。
- イ プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- ウ プレゼンテーションは説明時間30分、質疑応答15分とする。
- エ プレゼンテーション時に提案書の記載内容を抜粋したパワーポイント等を作成し、説明に使用することができる。
- オ 追加資料等の提出は認めない。
- カ 辞退する場合は、事前に辞退届（様式5）を提出するものとする。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年9月15日（火）午後4時30分まで（期限厳守）

(2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出すること。電話などによる照会には回答しない。

電子メールアドレス：spo-shinko@city.kagoshima.lg.jp

(3) 提出様式

質問書（様式6）

(4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質問書に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等を必ず記入すること。

(5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和8年9月18日（金）までに、市ホームページにて回答する。

9 企画提案競技に関する説明会

開催しない。

10 選定結果について

- (1) 審査結果は、提案書を提出した者に文書で通知する。
- (2) 選定結果に対する質問及び異議申し立ては認めない。

11 随意契約について

- (1) 企画提案競技により優先交渉権者に選定された業者との随意契約により本業務を委託する。
- (2) 優先交渉権者は、本市との協議により契約内容を確定し、契約締結後は本市と十分に協

議しながら業務を遂行するものとする。

12 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 企画提案書の事業費内訳において「4 予算上限額」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

13 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は、返却しない。
- (4) 鹿児島市は提出された資料について、業者の選定以外に提案者に無断で使用しない。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 審査書類提出から契約締結までの間に、資格要件に該当しなくなった場合は、失格とする。
- (7) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと鹿児島市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 提出された資料について、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

14 企画提案競技等日程

	内容	日時
(1)	告示	令和8年9月9日（水）
(2)	質問書受付期限	令和8年9月15日（火）
(3)	質問回答日	令和8年9月18日（金）
(4)	参加申込書提出期限	令和8年9月25日（金）
(5)	企画提案競技参加資格審査結果通知	令和8年9月29日（火）
(6)	企画提案書提出期限	令和8年10月13日（火）
(7)	業者選定委員会 （プレゼンテーション審査）	令和8年10月23日（金）（予定）
(8)	選定結果通知	令和8年10月27日（火）（予定）
(9)	仮契約締結	令和8年10月30日（金）（予定）